

令和 3 年 10 月 8 日

○条例

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市条例第 3 4 号**

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 2 5 年小田原市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「災害等」の次に「（小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年小田原市条例第 3 7 号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。第 5 条において同じ。）」、出産（小田原市議会会議規則（昭和 3 9 年小田原市議会規則第 1 号）第 3 条第 2 項の規定により欠席届を提出したものに限り。第 5 条において同じ。）」を加え、同号を同条第 2 号とする。

第 5 条中「災害等」の次に「、出産」を加える。

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条及び第 5 条の規定は、同日以後に行われる小田原市議会の定例会及び臨時会の会議並びに小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）に基づき設置された委員会の会議を欠席した議員の議員報酬及び期末手当について適用する。